

地域福祉課事業概要

地域福祉課は、児童、母子・寡婦、障害者（児）等の福祉、DV 対策等広域的・専門的な事業を、管内両市の関係機関と連携を図りながら実施した。

児童・母子・高齢者・障害者等福祉事業

特別児童扶養手当の支給等に関する事務と母子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務及び母子自立支援員による母子家庭・寡婦家庭の生活一般及び職業能力の向上、求職活動等就業についての相談・指導等を実施した。

障害者の福祉の推進を図るため、平成 19 年 7 月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者に対する「不利益取扱い」や「合理的な配慮に基づく措置の欠如」に関する相談（電話・来所）を受け、障害者と相手方との間で公正な立場で調整活動を行い、事案の解消に努めた。

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当、重度障害児・者日常生活用具取付費を支給した市に対し補助金を交付するとともに、老人福祉施設に入所措置されている人に対し、法外援護金を支給した。

民生委員・児童委員に対し、活動に要する経費にあてるため活動費を支給し、市に対しては、民生委員協議会・民生委員推薦会の運営費等に対する交付金を支給した。

また、管内福祉活動の充実のため中核地域生活支援センターをサポートするとともに、中核地域生活支援センターと関係機関との連絡調整会議等を開催した。

配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき配偶者暴力相談支援センターに指定され、DV 被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行った。